

十 発行価格

十一 利率

の経過利子の

額面金額百円につき九十九円七
十六銭
年一・七パーセント
年金積立金管理運用独立行政法
人の理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三 初期利子

平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を支払う。

平成二十八年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

平成十九年一月二十五日

十五 償還金額

償還期限

元利支

払込期日

払込期日

払込期日